

2024年6月1日
株式会社イノアック住環境
経営管理課 人事総務係

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

期間：2024年6月1日～2029年5月31日までの5年間

【目標1】

計画期間内に年次有給休暇取得日数を次の水準以上とする。

4月1日に付与される年次有給休暇付与日数に対し、翌年3月31日時点で付与日数の50%以上取得。

1人あたり平均年間9日以上取得とする。

〈計画〉

2024年6月～有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめ及び進捗管理等による取得推進のための取組み開始

【目標2】

2024年8月までに、出産や子育て及び介護等による退職者の再雇用制度を規程化し、実施する。

〈計画〉

2024年6月～ 規程化案作成・提案

2024年7月～ 規程化案の社内承認

2024年8月～ 規程化と労基署への届出及び社内周知の実施